


所管部課		学校教育部 教育総務課	部長	田村美砂		
件名		東大和市就学援助費支給要綱について				
			区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	学校教育法、生活保護法、東大和市補助金等交付規則				
	部課機関	給食課				
<p>1. 要旨 東大和市就学援助費支給要綱について、単年度要綱を訓令要綱として施行するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 「東大和市における個人番号等の利用等に関する条例」において、当該事務を規則等で定める事務としていることから、単年度要綱から訓令要綱として整えるものである。 形式を単年度要綱から訓令要綱及び細目に分けるものである。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月 文書課審査済</li> <li>・ 令和2年3月27日 教育委員会定例会承認済</li> </ul>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、事務手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。